

### 〔SNS 等による情報発信について〕

Q. 新型車の発売に伴い、LINE やメール、また、Facebook、Twitter 等の SNS で新型車に関する様々な情報を発信しようと考えていますが、これらを利用して告知等をした場合も、規約の対象となりますか？

A. 規約第2条第5項では、「表示」の定義について、次のように定めており、LINE やメール、Facebook や Twitter 等 SNS を利用した情報発信は以下の（5）に該当し、規約の対象となります。

#### ＜規約第2条第5項＞

この規約において「表示」とは、顧客を誘引する手段として、事業者が自己の供給する商品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 商品による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告
- (4) 新聞紙、雑誌、その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇、電光による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）